# 地域

私たちは子どもの笑い声があふれる地域をつくりたい ~子どもがつなぐ新しい地域力~

# 1 子どもを地域の宝としてみんなで育てたい

「しろがねも くがねも玉も なにせむに まされる宝 子にしかめやも」 (山上憶良)

私たちは、先人が詠ったこのような気持ちを、地域の全ての人々が共有できる社会を望みます。

# (1)次世代育成を支える「新しい地域社会づくり」

#### (基本的な考え方)

いつの時代でも、子どもの存在は人々の心に安らぎや喜びをもたらすものです。特に、 少子高齢化の進むこれからの時代においては、子どもは、「社会の希望・未来の象徴」と して、今まで以上にかけがえのない貴重な存在となります。

そこで、子育てを地域全体の喜びであり課題であると捉えることにより、今まで母親が 負担していた子育てを地域の住民みんなで支えていく新しい地域社会を創造します。

# 「新しい地域社会づくり」

#### (現状と課題)

子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

核家族化が進んで、親から子へと受け継がれてきた子育ての知恵はもはや受け継がれることが少なく、親や身内の手助けも望めなくなってきました。

また、プライバシーを重視するあまり、かつてあったご近所の相互扶助による応援もなくなりつつあります。

子ども、子育ての問題に地域全体が向き合うことで、希薄になった地域社会の人と人の新たなつながりを創造していく必要があります。

- 1 子育てから始める「新しい地域社会(ブレーメン型)づくり」を進めます。
  - ・平成16年3月、「千葉県地域福祉支援計画」ができました。多くの県民が参画し、県民自身でつくりあげたこの計画を『絵に描いた餅』に終わらせないために、このほど、計画で掲げた重要課題を県民自身が実行する「プロジェクト・ブレーメン」が始まりました。プロジェクト・ブレーメンは、老若男女、重い障害を持った人たちも含めて、「誰もが、ありのままに・その人らしく、暮らすことができる」新たな地域福祉像の実現に向けて活動しています。この次世代育成支援行動計画では、プロジェクト・ブレーメンと連動して、子育てから始まる「新しい地域社会づくり」を提案します。

- ・小学校区など、私たちの身近な小さな地域で、公共住宅や民間集合住宅を利用するなどして、誰でも地域で暮らすことができるよう、様々な生活支援サービスを充実するとともに、道路や公共施設等のハード面も、地域住民一人ひとりに優しいユニバーサルなデザインに作り変える、「新しい地域社会づくり」を進めます。
- ・小学校区または中学校区といった身近で小さな地域を単位とする小域福祉圏域で、地域福祉を推進する組織である『小域福祉フォーラム』が数多く設置され、円滑に運営されるよう支援します。
- ・地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員が中心となって、地域住民とともに、身近な地域福祉に関する問題の解決策や、望ましい地域福祉のあり方等について検討します。
- ・いつでも、誰でも、24 時間・365 日利用でき、 地域におけるニーズとサービスのコーディネート、 相談、 権利擁護の3つの機能を果たす、わが国初の「中核地域生活支援センター」事業を引き続き行います。
- ・福祉サービスを利用者自ら選択することができるよう、すべての福祉サービスを横断 的・包括的に評価する第三者評価システムをつくります。
- ・公的サービスの隙間に対応する地域福祉サービス事業体を、県内に星の数ほど作るための支援を行います。これらの事業を障害者、高齢者、若者等が起業したり、ボランティアを通じた地域社会の担い手が増えることなどで、 一人ひとり異なる地域ニーズに的確に対応し、 地域の就業の場を開発し、 地域再生と経済発展につなげることができます。
- ・「新たな地域福祉像」(誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす)の実現に向けて、公的財源のあり方、対象団体、補助方法等について抜本的に再検討するとともに、民間のコミュニティ・ファンドをつくるなど、新たな財源づくりの検討を進めます。
- ・県とともに、先駆的・独創的な地域福祉施策を展開する「先駆的・モデル的市町村」が名乗りを上げました。この市町村が、民間の方々や県と一緒に「ちばの地域福祉先駆的自治体ユニット」を構成し、情報交換や意見交換を進め、県内外の市町村、都道府県、国、民間団体等へ情報発信します。

### キーワード プロジェクト・ブレーメン、ブレーメン型地域づくり

県民と行政が協働し、障害当事者等の多くの意見・提言をいただきながら策定した「千葉県地域福祉支援計画」や「第三次千葉県障害者計画」を絵に描いた餅に終わらせてはならないと、世代を超え分野を超え県民自身が立ち上がり、計画推進の中で優先的に取り組むべき課題「10の実践」が取り決められ、問題解決をしていくための作業部会方式の推進体制が平成16年8月に立ち上がりました。これを、「プロジェクト・ブレーメン」と呼んでいます。

この名称は、老いたロバ・犬・猫・オンドリが家を追われ、新たな生活の場を求めて旅をする途中で、4匹が協力して泥棒を住み家から追い払いそこで楽しく暮らしたという、グリム童話の「ブレーメンの音楽隊」からヒントを得たものです。年齢に関係なくみんながそれぞれの持ち味を出しながら、仲良く暮らしていける地域社会をつくって行こうと言う願いが込められています。

世代や分野を超えて県民一人ひとりがそれぞれの特徴を活かしながら、「プロジェクト・ブレーメン」を進める県民の議論は、福祉の枠を超え、住宅や道路、就労、農業、教育、環境、観光など、様々な分野がクロスオーバーした全く新しい地域社会づくりに向かって翼を大きく広げ始めています。こうした地域づくりを「ブレーメン型地域づくり」と呼んでいます。

ブレーメン型地域社会(まち)の展開	公共住宅や民間集合住宅を核として、小学校などの小さな地域という面の拡がりの中で、多世代・多分野の方々が生活できるとともに、デイサービス、ショートステイ、移送サービス等の在宅サービスの拠点、様々な支援センター、保育機能、匠の里機能等が共存し、道路や公共施設等のハード部分が、地域住民一人ひとりに優しく拡がる空間を持つ新しい地域社会づくりを進める。 (健康福祉指導課)地域福祉・地域社会づくりの基本である小域福祉圏における地域福祉を推
ムの設置を支援する事業の実施	進する組織 = 『小域福祉フォーラム』が円滑に設置・運営されるよう支援 する。 (健康福祉指導課)
「わがまちの福祉 力(ちから)自慢」 事業の実施	地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員が中心となって、地域住民とともに、身近な地域福祉に関する問題の解決策や、望ましい地域福祉のあり方、民生委員・児童委員の役割等を考える。 (健康福祉指導課)
中核地域生活支援 センター事業の実 施(再掲)	子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点となる「中核地域生活支援センター」を設置し、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。 (健康福祉政策課)
地域生活に携わる人材の育成システムの抜本的見直しと開発	・中核地域生活支援センターにおいて、相談・生活支援・権利擁護の役割を担う地域総合コーディネーターに対し、集中特訓を行う。 ・千葉県内で実施されている研修を対象に情報収集し、民間で実施の研修については県ホームページ上に掲載することとする。 ・県で実施の研修については、地域生活支援の視点から再構成を行う。 ・施設・事業者の管理者等が職員を研修に出したくなる、個人が研修を受講したくなる研修受講のメリットを考え、実施を目指す。 (健康福祉指導課)
地域生活に必要な サービスの評価シ ステムの抜本的再 構築	福祉サービスを利用者自らが選択するための情報提供として、すべての福祉サービスを横断的・包括的に第三者評価を行うシステムを構築する。 (健康福祉指導課)
地域生活支援サービスの創出と逆転の発想による地域 再生	在宅サービス等の質的充実と量的拡大を図る。公的サービスの不足分やすきまに対応する有償サービス事業体の全県的展開(誘致・支援)を図るとともに、これらの事業を障害者、高齢者、若者等が起業したり、ボランティアを通じた地域社会の担い手になること等により、 地域ニーズへの対応、 就業の場の開発、 地域再生と経済発展を図る。 (健康福祉指導課)
地域生活支援の事 業と財源のあり方 の検討と再構築	「新たな地域福祉像」実現に向けた公的財源のあり方、対象団体、補助方法等について再検討するとともに、民間のコミュニティ・ファンド等の創出に向けた支援・環境づくりの検討を進める。 (健康福祉指導課)
先駆的・モデル的市町村との協働(自治体ユニット)	他の市町村のモデルとなるような先駆的・独創的な地域福祉施策を展開する先駆的・モデル的市町村が、民間の方々や県と一緒に「ちばの地域福祉 先駆的自治体ユニット」を構成し、情報交換や意見交換を進め、その成果 をまとめて県内外の市町村、都道府県、国、民間団体等へ情報発信する。 (健康福祉指導課)

コラム

#### 小久保で降りたマサシくん (素人だってある出番)

#### 鈴木 眞廣

ダウン症のマサシくんは、今養護学校の高等部1年生です。みんなは彼をマーシーという愛称で呼びます。高等部卒業と同時に社会自立を考えたいマーシーくん。そんな彼を気さくでまわりの人まで元気にしてしまうお母さんが支えています。そのお母さんが、息子の夏休みを利用して、いくつかの職場で体験学習をと考え、幼児期に通っていた私たちの保育園を最後の1週間の実習先に選んだのでした。

1週間の実習にあたり、お母さんは通勤手段として路線バスに彼を1人で乗せることにしました。朝停留所に息子を送ってきたお母さんは、いつもの元気で運転手さんや乗客のみんなに聞こえるように「マサシー、"こくぼ"で降りるんだぞー。」と一声。この声を聞いた運転手さん。いつもなら保護者同伴で気遣いしなくてもいいのに、今日は1人で乗ってきて、責任をもたされたわけです。さて、マーシーくん、初日の実習を終えて、無事帰宅したのですが、バスの中の様子が次の日の朝の停留所で分かったようなのです。今朝もお母さんが「マサシー。こくぼで降りるんだぞー!」と、確かめるように言ったそのときでした。運転手さんが、「お母さん、大丈夫。この子はちゃんと自分で"こくぼ"の前で、ボタン押しましたよ。」と報告してくれたのだとか。お母さんはじっとしていられなくて、バスのあとから自分の車で、保育園までうれしい話のおすそ分けにわざわざきてくれたのでした。

運転はプロでも、福祉の専門家ではない運転手さんが、例え30分でも責任を持たされて、マーシーくんの職場体験を応援してくれたのです。

これまでは、同じ地域に住みながらも、専門家や専門機関が対象者を分けてしまったのではないか。そこに素人でもできることで参加・参画していくことで、人がつながっていく。そんなことを教えてもらえたあったかーいお話でした。

# (2)地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の充実

#### (基本的な考え方)

少子化が進む中で、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の子育て機能を支える仕組みを構築していくために、地域の力を活用した施策を推進します。

また、ライフスタイルの変化に伴う様々な保育サービスへのニーズに対応するため、保 育所や幼稚園を地域の子育て支援の拠点としての機能を持つ重要な場所と位置付け、多様 で柔軟なサービスの提供を推進します。

# 地域力を活かした子育て支援

#### (現状と課題)

核家族化や近所との関わりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えています。

子育て中の母親を孤立させることなく地域全体で支えていくことが大切であり、高齢者を含めた地域の住民やNPO法人などの民間団体の力を積極的に活用し、また、地域内の施設等を利用しながら、地域での子育てを支援する体制を確立することが課題となっています。

- 1 地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。
  - ・子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わりあい、支えあい、安心 して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する意識づくりをします。このた め、「子育て県民会議」の設置を支援します。
  - ・世代間の多様で重層的な関わり合いを基盤にした顔の見える街づくりを、モデル事業 を活用して進め、広げます。
  - ・父親を交えた子育ての交流を図るため、親子での農業体験、自然・里山活動の体験な ど地域の力を活用した事業を実施します。
  - ・地域福祉支援計画等と連携した小域福祉圏域モデルを作成します。
  - ・幼児期から地域の多様な人との関わり合いを持ちながら子どもも大人も互いにコミュニケーションの仕方を身に付け、それを通じて子どもは地域の宝であることの意識を 高めます。
- 2 地域や行政など、様々な人が関わるネットワークづくりを推進します。
  - ・親子のたまり場づくりをはじめ、市民の自主的かつ多様な子育て支援活動に対し、活動の場の提供、あっせん、人材の発掘ネットワーク化など積極的に支援します。
  - ・有償・無償を問わず、世代・性別、障害の有無・国籍の違いを越えて、地域の人材の参加・参画の場を創出するとともに、子育てボランティア、子育てNPO法人づくりなど、民間の地域力を掘り起こし、連携を進め、活用を図ります。

- ・保育所・幼稚園・学校や地域の広場などを活用して、親同士の交流を図り、交友関係 が作れるように応援します。
- ・地域の伝統的な祭りや行事、あるいは新しい催し物など、子どもたちが地域コミュニティーへ参加する場を用意し、子どもたちも地域の一員として、役割や責任が果たせるように支援します。
- ・自治会、社会福祉協議会、老人クラブなど、子どもたちが集う広場の運営主体を担う 潜在能力のある民間団体に対して、運営に関する講座や研修会を開催するとともに、 先駆的モデルの情報を提供します。
- ・子育て応援活動をしたい人を対象とした講座・研修等を実施することにより、子育て サポーター、子育てコーディネーター、有償ボランティアなどを養成し、地域への紹 介を行う子育て応援人材バンクをつくります。

#### 3 子育てに関する情報提供の充実を図ります。

- ・地域の子育で情報を掲載した子育でマップや子育で新聞の発行など、情報提供を積極 的に進めます。
- ・地域の中に、話し相手や子育て仲間・おもちゃ図書館・食に関する情報・衣料交換・ 公園などの遊び場・子育て新聞の発行など、様々な情報を収集し提供する「子育て情 報バンク」を作ります。
- ・子育て相談の窓口の連携強化を図り、様々な問題に対して適時適切に相談できる体制 をつくります。
- ・子育て情報を整理、ネットワーク化し、福祉や教育の関係機関、その他民間サービス 事業者、NPO法人、子育てサークル等との連携を進めます。
- ・外国籍の親に対する情報提供等を充実します。

事 業 名	事 業 の 内 容(担当課)
男女共同参画推進	本県の男女共同参画をより効果的に推進するためには、地域における男女
員の設置	共同参画を促進することが重要である。
	そこで、地域に根ざした活動を通じて、県や市町村と地域のパイプ役とな
	る、男女共同参画推進員を設置する。 (男女共同参画課)
男女共同参画社会	男女共同参画社会の実現のため、子育てをはじめとする地域の課題解決に
づくりネットワー	向けて活動する女性団体等が、情報交換・交流を行うネットワーク会議を
ク会議の開催	開催する。 (男女共同参画課)
千葉県女性センタ	千葉県女性センターにおいて、男女共同参画の視点で子育て支援者養成の
- 「子育て支援者の	ための講座を開催する。 (男女共同参画課)
ための講座」の実施	
主任児童委員研修	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児
事業の実施	童委員に対し、研修を実施することにより主任児童委員の資質向上を図
	る。 (児童家庭課)

里親型ファミリー	施設に比べ、家庭的な雰囲気のなかでの養護が行える里親制度が見直され
グループホームの	るなか、施設待機児童の解消及び集団適応能力の育成を含めたグループ指
促進(再掲)	導などのため、ファミリーグループホームの設置を促進する。
	(児童家庭課)
子育て支援活動推	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び、地
進事業の実施	域の子供たちを対象に遊びの場や機会を提供し援助する事業を行い、幼稚
(再掲)	園の施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学
	校法人立幼稚園に対して補助する。 (学事課)
多世代交流広場作	子育て中の親子、小・中学生、高齢者等、多世代が自由に集い、うち解け
り(まちかどプラ	た雰囲気の中で交流する場を提供する。公民館、学校の余裕教室、商店街
ザ)事業の実施	の空き店舗、マンション・アパートの一室等気軽に立ち寄れるところ・場
	所に開設する。 (児童家庭課)
つどいの広場事業	主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲
の推進	気の中で語り合うことで精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口と
	なる機会を提供する「つどいの広場」を設置することにより、子育て中の
	親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育ちができる環境を整備し、
	地域の子育て支援機能の充実を図る。 (児童家庭課)
地域子育て支援セ	保育所等において、専任指導員を配置し、子育て家庭の育児不安等の相談、
ンター事業の推進	サークル支援、地域の保育資源の提供などの子育てを支援する事業を推進
(再掲)	する。 (児童家庭課)
なのはな子育て応	地域の子育ての拠点である県内全ての認可保育所が子育て支援センター
援事業の実施	としての機能を持ち、地域と園児の交流、育児相談、園庭等の開放、育児
(再掲)	講座・講習会、体験保育、情報提供などを行う事業を推進する。
	(児童家庭課)
子育て短期支援事	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一
業の実施	時的に困難となった場合、及び、経済的な理由により緊急一時的に母子を
	保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行う
	ことのできる施設において一定期間、養育・保護する事業(子育て短期支
	援事業)を実施し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
	(児童家庭課)
小·中·高校生等農	農業・農村や農産物生産についての理解を高めるための宿泊農業体験を、
業体験受入支援事	次の世代を担う小・中・高校生などを対象に、土日や夏休みを利用して実
業の実施(再掲)	施する。 (農業改良課)
林業普及指導事業	県内に 127 か所ある「教育の森」の利用を推進するとともに、県内の小中
の実施(再掲)	学校に配布するパンフレットの作成や指導者の育成を行う研修会を開催
	する。 (林務課)
i .	1

里山総合保全整備	里山の保全、整備及び活用の促進を図るため、里山活動協定の締結を促進
事業(里山保全整備	しつつ、里山活動団体が実施する里山保全整備活用等の活動を促進する。
活用事業)の実施	(みどり推進課)
里山総合保全整備	ちば里山センターが行う行事である、里山活動体験への参加を促進する。
事業(里山センター	(みどり推進課)
運営事業)の実施	
県民参加のみどり	森林・みどりに対する県民の理解と関心を深めるため、緑化の普及・啓発
づくりの推進	やみどりづくりへの参加を呼びかけ、次代を担う子どもたちの「緑の少年
	団」を育成強化し、地域に根ざしたみどりづくり運動を進める。
	(みどり推進課)
みどりづくりのボ	森林等の整備を図るため、みどりのボランティアに対して研修会の実施、
ランティア活動の	情報の提供等を行いボランティア活動を支援する。
推進	(みどり推進課)
「新家庭教育手帳」	家庭でのしつけの在り方や心の成長に関して配慮すべき点を盛り込んだ
の配布	家庭教育の資料として、県内の相談機関などの情報を加えた家庭教育手帳
	を乳幼児をもつ家庭、小学校1年生及び5年生の子どもを持つすべての家
	庭に配布する。 (教育庁生涯学習課)
家庭教育支援充実	家庭と地域の教育機能を充実させるため、家庭教育フォーラムの開催、市
事業の実施	町村家庭教育相談員等のための研修講座の実施、教育放送番組「今,家庭
	で・・・」の放送を行う。
家庭教育支援総合	家庭教育支援の充実を図るため、子育てサポーターの資質の向上を図る
推進事業の実施	リーダーの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学
	習機会等の提供を推進する。 (教育庁生涯学習課)
週末ふれあい推進	県立青少年教育施設の立地条件・機能を生かし、高齢者、親子とのふれあ
事業の実施	い体験のできる事業を展開するとともに、子ども会等の地域の指導者養成
	を合わせて行う。 (教育庁生涯学習課)
地域子ども教室推	
進事業の実施	を設け、小・中学校を対象に、放課後や週末におけるスポーツや文化活動
	などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進する。
	(教育庁生涯学習課)
学校を核とした県	
内 1000 か所ミ二集	連携した教育環境づくりを目指し、教職員、地域住民が自由に参加し、教
会の実施 (再掲)	
	(教育庁企画財務課)
田園自然環境保	
全・再生支援事業の	い農村づくりのため、地域の身近な自然環境の保全・再生活動(田んぼの
実施	学校 ) を支援し、自然とのふれあいを通じた子どもたちのゆとり教育の実   現や、農業に対する理解の増進を図る。
	トス、 「、 反表 [ [ ス ] y る 注所 V が 目 に で 口 る。 ( 材 化 計 )

子育て相談・情報提	子育て相談を実施している行政機関や保育所、NPO法人等を対象とする
供事業	相談対応マニュアルを作成する。併せて、子育て情報誌の簡略版を外国語
	で発行する等外国人の子育て家庭のための情報提供を行う。
	(児童家庭課)
子育て地域力強化	核家族、少子化、共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加等により、家庭
モデル事業の実施	での育児能力が低下している。子育てのための地域力を強化し、地域住民
	みんなで子育てを支援するため、地域子育て会議を設置し、子育て支援活
	動を実施するためのモデル事業を実施する。 (児童家庭課)



### 子育て支援の砦を地域の身近なところに

さかえ保育園 さかえ・子どもセンター 甲斐 恵美

みなさんは「地域子育て支援センター」を知っていますか?

地域子育て支援センターは子育で中の親子を応援するセンターです。主に保育園が中心になって行っています。具体的には、育児相談や、センターの開放、子どもを預かりお母さんに息抜きをプレゼントするなど、様々なプログラムがあります。

毎日子育てに奮闘しているといろいろな悩みやストレスを抱えますが、それを母親が一人で解決するのは至難の業。そこで、センターの職員に気軽に相談したり、愚痴をこぼしたり、センターに遊びに来てその中で解決していく場です。また、同じ年齢や前後の年齢の子どもとたくさん出会い、子ども同士が遊ぶ場であり、お母さん方とも知り合う場です。子どものいろいろな力や魅力にも気づくこともよくあります。さらに、いろいろな親子との出会いは、たくさんの発見と喜びが潜んでいます。我が子の成長はもちろんの事、他の子どもの成長にも気づき喜びを感じることもあります。みんなで子どもの成長を共感する場でもあるのです。保育園の園児との関わりもあります。きっと視野が広がるでしょう。そして同じ地域の人としてつながっていきます。

地域子育て支援センターは、人がつながる場、人が支え合う場、自分を発揮する場、そして "ほっとする場"です。地域の人たちが出会って、みんなで子育てをしていけるそんな身近な 場です。

#### 「子育てマップ」づくりから学んだこと

#### 千葉県立木更津東高等学校家庭クラブ

「子育てに役立つ情報を満載した地図があると便利だな」という要望を頂いたのがきっかけとなり、作ったのがこの『子育てマップ』です。3か月に亘り調査をし、地図を何度もなんども作り直し、ようやく完成しました。地図のまわりに描いた遊び場は、クラスのみんなに聞いて、心に残っている所を入れました。

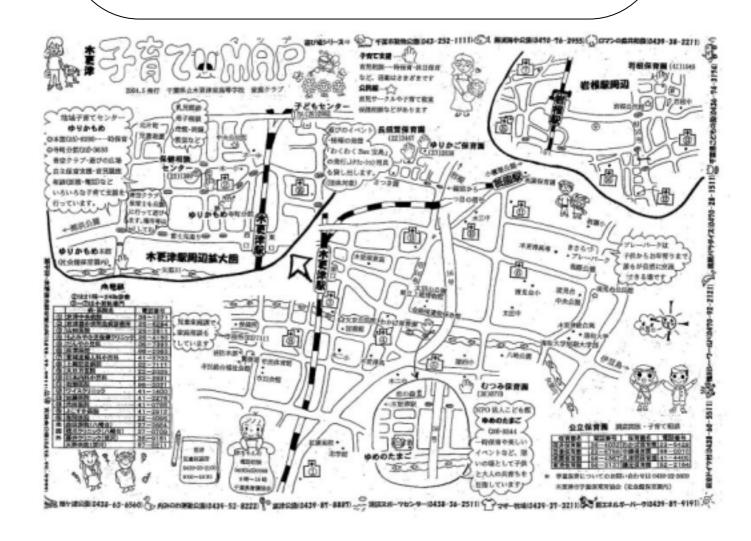
この地図を作って学んだことは、子育ては一人でやるものではないということ。そして、 困った時は助けを求めれば、助けてくれる人が必ずいるということも分かりました。

今回、君津地域のタウンミーティングで、私たちの実践を発表することになり、これを機会に私たちは高校3年生260人に、子育てに対する意識調査をしました。その中で自分の子どもに虐待をしないと答えた高校生が77%でした。

しかし、虐待してしまうかもしれないと答えた高校生がクラスに1人はいました。又、 虐待してしまうかどうか分からないと答えた高校生が20%もいて、子育てに不安を感じて いる高校生が多いことも分かりました。

まだ高校生なので、まわりの働きかけ次第で、虐待をしてしまうかも知れないという意識を変えることができるのではないでしょうか。子育てが楽しいと思えば、これから親になる若い人たちの不安が薄れると思います。

老いも若きも男も女も、みんなが出番の子育てをして、みんなで子育てを楽しみたいと 思いました。



## 交流の場づくり

## (現状と課題)

核家族化の進行などにより子育で中の親が孤立する傾向にある中で、子育でについての相談や子育でに関する情報を提供する場所として「地域子育で支援センター」が設置されています。

県では、全ての保育所が地域の子育て支援の拠点として、「地域子育て支援センター」 としての機能を発揮できるよう支援しているところですが、まだ十分とはいえない状況 です。

また、乳幼児をもつ親が気軽に集い、語り合いや交流を図るために、子育てアドバイザーを配置した「つどいの広場」が設置されていますが、設置数が少なく、どの地域に住んでいても利用できるという体制にはありません。

商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室などを利用し、地域の中に集える場所を確保し、子育て中の親の負担感を緩和し、安心して子育て・子育ちができる環境を整備することが重要です。

- 1 地域子育て支援センター、つどいの広場等が拠点となり、子育て中の親子を支えます。
  - ・既存の地域子育て支援センターの経験と知識を活かした研修や実習を実施して、地域 子育て支援センターの質の確保と普及を図るとともに、全ての保育所に地域子育て支 援センターが設置できるよう支援します。
  - ・妊産婦が気軽に保育所に遊びに行き、保育所の見学や体験保育ができる制度を普及・ 促進します。
  - ・子育て文化を伝える場所として保育所を積極的に活用します。
  - ・保育所に「井戸端喫茶店」のような親同士の交流を図れる場所の併設を促進します。
  - ・ファミリー・サポート・センター事業を活用した預けっこ、預かりっこ情報ステーションを全ての市町村につくります。
  - ・産後ケアサービス(家事を含む)やママヘルプサービスの普及を図るとともに、産褥ケアサービスもファミリー・サポート・センターも利用できない生後3か月から6か月の期間における新たな制度を検討します。
  - ・地域子育て支援センターを母親たちが評価できるような制度を検討します。
  - ・保育所、幼稚園、学校などで子どもや親同士が顔なじみとなる機会を設けます。
  - ・公園や集会所などの公共的な施設を利用し、親子が気軽に行って遊べる場所を設けることを促進します。
- 2 教育機関等と連携し、地域の施設を活用して、親子が気軽に集える場所の設置を促進します。
  - ・子育て中の親や家族が気軽に集い、安らげる場所の提供を行政が積極的に支援するとともに、広場の設置を促進します。
  - ・広場の場所として、学校、幼稚園、保育所、空き店舗、商店、寺、神社、企業等の地

域の施設の有効活用を図ります。

・子育て支援をはじめ、様々な市民の自主的活動に県立学校施設の開放を推進するとともに、市町村立学校施設についても開放を促進するよう働きかけます。

事 業 名	事業の内容(担当課)
地域子育て支援セ	保育所等において、専任指導員を配置し、子育て家庭の育児不安等の相談、
ンター事業の推進	サークル支援、地域の保育資源の情報提供などの子育てを支援する事業を
(再掲)	推進する。 (児童家庭課)
なのはな子育て応	地域の子育ての拠点である県内全ての認可保育所が子育て支援センター
援事業の実施	としての機能を持ち、地域と園児の交流、育児相談、園庭等の開放、育児
(再掲)	講座・講習会、体験保育、情報提供などを行う事業を推進する。
	(児童家庭課)
子育て支援活動推	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地域
進事業の実施	の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行い、幼
(再掲)	稚園の施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する
	学校法人立幼稚園に対して補助する。 (学事課)
特別保育事業(保育	地域の乳幼児を持つ保護者や妊婦を対象に育児講座等を開催し、保育所の
所地域活動事業)の	見学や体験を行う。 (児童家庭課)
実施(再掲)	
空き店舗を活用	コミュニティ施設活用商店街活性化事業 (中小企業庁所管)と保育サービ
した保育サービス	ス等事業(厚生労働省所管)を併せて実施することにより、商店街の活性
等提供施設の設置	化と併せ、待機児童の解消、地域の子育て支援の推進を図る。
促進	(児童家庭課・経営支援課)
つどいの広場事業	主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲
の推進(再掲)	気の中で語り合うことで精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口と
	なる機会を提供する「つどいの広場」を設置することにより、子育て中の
	親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育ちができる 環境を整備
	し、地域の子育て支援機能の充実を図る。 (児童家庭課)
学校施設開放事業	県立高校の学級減によって生じた開放可能な教室等や体育館、グラウン
の促進(再掲)	ド、文化施設等を、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で、地域にお
	ける学びや地域づくりの拠点としてより一層活用できるよう、県民への開
	放を進めます。また、市町村立学校施設についても、学校は地域社会の中
	で重要な公共施設であり、地域コミュニティの拠点となることから、既存
	施設の活用等により開放を促進するよう働きかける。 (教育庁)
多世代交流広場作	子育て中の親子、小中学生、高齢者等、多世代が自由に集い、うち解けた
り(まちかどプラ	雰囲気の中で交流する場を提供する。公民館、学校の余裕教室、商店街の
ザ)事業の実施	空き店舗、マンション・アパートの一室等気軽に立ち寄れるところ・場所
(再掲)	に開設する。 (児童家庭課)

第三者評価事業の	事業者の提供するサービスの質を当事者 (事業者及び利用者)以外の公
実施	正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業を行
	う。 (健康福祉指導課・児童家庭課)
子育て地域力強化	核家族、少子化、共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加等により、家庭
モデル事業の実施	での育児能力が低下している。子育てのための地域力を強化し、地域住民
(再掲)	みんなで子育てを支援するため、地域子育て会議を設置し、子育て支援活
	動を実施するためのモデル事業を実施する。 (児童家庭課)
「子育てコーディ	地域における子育て力を高めるため、特に親を育てる環境づくりに対応で
ネーター」養成事業	きる人材の育成が今求められている。県内の保育所、NPO法人、ファミ
の実施	リー・サポート・センターなど全ての子育て支援を行う機関での経験が10
	年以上の保育士や看護師等を対象として「子育てコーディネーター」養成
	講座を開設する。 (児童家庭課)



絵:かまだ はなえ

# 保育サービスの充実

## (現状と課題)

女性の社会進出、保護者の就労形態の多様化に伴い、保育サービスへの需要が増加し、 都市部においては保育所への入所の待機児童が数多く存在するほか、就労の実態にあわ せた保育サービスに対する要望も多様化しています。

また、幼稚園においても、パート等の就労の増加や家族の病気、通院、学校行事、資格取得等の理由による、正規の保育時間を延長する預かり保育の要望が増えています。

共働きで子育てする家庭や、母親あるいは父親が退職し、乳幼児期は家庭で子育てする在宅育児家庭、ひとり親家庭の増加など、家族形態やライフスタイルが多様化しています。こうした変化を踏まえ、それぞれの選択肢に応じた多角的かつ柔軟な施策の展開を図る必要があります。

このため、保育所の整備を行い待機児童の解消を図るとともに、在宅育児家庭への支援を充実するため、一時保育、乳児保育、地域子育て支援センター、幼稚園の預かり保育など、保育所と幼稚園のそれぞれの特徴を生かしつつ、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、家庭単位への援助に照らした多様な保育サービスの充実を図る必要があります。

- 1 保育所における待機児童の解消を図るとともに、ライフスタイルの多様化に応じた多様な保育サービスの展開を図ります。
  - ・子育てと両立しやすい就労形態として、パソコンを活用した在宅ワークなどSOHO(Small Office Home Office)的な働き方が普及しています。「特定保育事業」を活用するなど、保護者の就労形態の多様化に対応した多角的・柔軟な保育サービスの展開を図ります。
  - ・家庭で子育てしている親が、将来の社会復帰に向けたスキルアップ等の就業準備や、 生涯学習を通じて社会的自己実現を図る等の際、親が安心して子どもを預けられるよ うに、一時保育事業の拡大やファミリー・サポート制度の充実を進めるなど、多様な 保育サービスの展開を図ります。
  - ・地域の中で子どもを大切にしてくれる家庭にお願いをして、昼間は保育所での集団での生活を過ごした後、お迎えが来るまで家庭的な雰囲気の環境で夕方から夜を過ごせる「もうひとつのお家」を用意します。
  - ・一時保育など地域の保育ニーズを受け入れられる保育所のシステムを充実します。
  - ・駅の近くに保育サービスを提供する施設や送迎保育施設の設置の促進を図ります。
  - ・既存の研修の見直しを行い、新しい保育観を磨き、深める研修を実施すると共に、保育士等の人材の確保と質の向上を図ります。
  - ・保育の質の評価システムの積極的活用を図ります。
  - ・保護者のニーズに合わせた延長保育などの柔軟な保育サービスの提供に努めます。
  - ・県民の多様な保育ニーズに的確に対応した多機能型保育所の整備を促進します。特に、児童福祉法に基づく特定市町村の保育所待機児童の解消を図るため、当該市町村

の保育計画に基づく保育所整備に対し積極的に財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。

- ・保育所設置基準の見直しを検討します。
- ・保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う家庭的保育等事業(保育ママ)を促進 します。
- ・県内の認可外保育施設の実態把握に努め、保育の質の向上を図ります。

# 2 幼稚園における預かり保育の推進や育児相談体制の充実を図るなど、ライフスタイル の多様化に応じた多様な教育・保育サービスの展開を図ります。

- ・幼稚園における預かり保育や園庭開放、育児相談等の子育て支援事業の積極的な取組 みを推進します。
- ・市町村に対して私立幼稚園の担当窓口を設置するよう提案し、県と市町村との連携を 図ります。
- ・幼稚園が地域の幼児教育センターとしての機能を担うとともに、「親と子の育ちの場」 として保護者への支援を行います。
- ・私立幼稚園の相談窓口の明確化や、相談体制の充実を図ります。

事 業 名	事業の内容(担当課)
保育所の整備の促進	待機児童の解消を図るとともに、乳児保育や地域子育て支援センターの
	併設など多様なニーズに対応できるよう、保育所の多機能化のための動
	備を促進する。 (児童家庭課
通常保育事業の促進	児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育所において保育する。
	(児童家庭課)
夜間保育事業の促進	保護者の就労等に対応し、午後 10 時頃までの保育を行う。
	(児童家庭課
乳児保育事業の促進	産休明け、育児休業明けの乳児の受け入れ体制の整備を図る。
	(児童家庭課)
特別保育事業の促進	地域の実情や就業形態の違いなどによる保育ニーズに対応するため、
	記の事業の促進を図る。
	・延長保育・一時保育・休日保育・特定保育
	・駅前保育サービス提供施設等設置促進事業
	・送迎保育ステーション試行事業 ・家庭的保育等事業 (児童家庭課
ファミリー・サポー	子育てと仕事を両立させるため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助
ト・センター事業の実	を行う会員と援助を受けたい会員からなるファミリー・サポート・セン
施	ター(ミニ・ファミリー・サポートセンター)事業を促進する。
	(児童家庭課
保育所保育士等研修	保育所保育士等の資質・保育技術の向上を図るため障害児保育など各種
事業の実施	の研修を実施する。 (児童家庭課

保育所入所児童の病	保育所に通所中の児童が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、
気回復期の保育(乳幼	指定された病院・保育所等に付設された施設でデイサービスを行うこと
児健康支援一時預か	により保護者の子育てと就労を支援する。
り事業)の実施	(児童家庭課)
児童福祉施設等の職	児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期間にわたって継続す
員の産休・療休代替職	る休暇を必要とする場合、その産休等代替職員を当該児童福祉施設等の
員の任用(産休等代替	長が臨時的に任用し、県及び国がその所要経費を補助することにより母
職員費補助)の促進	体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、児童等の処遇の正常な実施を
	確保する。 (児童家庭課)
保育所における保育	次代を担う子どもたちがすこやかに育成されるよう、保育所における保
内容の充実(すこやか	育士の充足を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応できる保育
保育支援事業)の実施	を総合的に推進することにより、入所児童の処遇向上及び保育内容の充
	実を図る。 (児童家庭課)
保育計画の策定	平成 15 年 7 月の児童福祉法の改正により、保育の実施への需要が増大
	している都道府県、市町村は、その供給体制の確保に関する計画を定め
	る。 (児童家庭課)
子育て支援活動推進	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地
事業の実施(再掲)	域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行
	い、幼稚園の施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推
	進する学校法人立幼稚園に対して補助する。 (学事課)
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園に対し
の実施(再掲)	て補助する。 (学事課)
「親と子の育ちの場」	周囲に子育てに関する相談相手のいない保護者や、日ごろ子どもと接す
推進事業の実施	る機会が少ない保護者が、もっと子育てに関わり、子どもと豊かな関係
(再掲)	が持てるようになるための場を提供する事業を実施する学校法人立幼
	稚園に対して補助する。 (学事課)



絵:ながい れい

# 放課後児童クラブ

## (現状と課題)

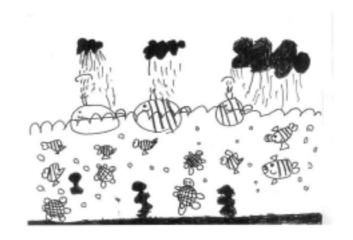
女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、就学前児童のみならず昼間保育に欠ける 小学校低学年児童が増加していますが、放課後児童クラブは、利用希望に対し受入枠が 十分でなく、また、学校や自宅から遠く離れているなどの理由で、全ての希望者を受入 れることができない現状にあります。この結果、小学校低学年児童が、放課後保護者の 帰宅までの間一人で自宅にいることになり、防犯面など保護者の不安材料となっていま す。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労できるよう支援する施設であるとともに、児童の放課後の生活を保障する場です。また、異年齢の児童が助け合い、交流することなどを通して、入所児童の健全な成長を助ける大切な場所でもあります。施設の整備にあたっては、学校の余裕教室や地域にある空きスペースの活用などにより、学区内での設置を促進することが必要です。

- 1 放課後児童クラブや児童館の設置を促進し、児童の健全育成を図ります。
  - ・小学校区内に1か所の放課後児童クラブの設置を促進します。
  - ・保護者のニーズに応じて、障害児も、高学年でも、全ての子どもが利用できるよう放 課後児童クラブの整備を進めます。
  - ・利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするために運営体制の拡充を支援します。
  - ・放課後児童クラブの機能をもつセンター及び幼稚園の預かり保育や保育所を利用した「ミニ放課後児童クラブ」の設置を支援し、放課後児童クラブの待機児童の解消を図ります。
  - ・放課後児童健全育成事業のガイドラインの作成を検討します。
  - ・放課後児童クラブ指導員の研修を行い、保育の質の向上を図ります。
  - ・放課後児童クラブの場を午前中未就学児が利用できるようにするなど子育て支援の場 としての活用を図ります。

事 業 名	事業の内容(担当課)
放課後児童健全育成	小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、保護者が労
事業の促進	働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の
	終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を
	与えてその健全な育成を図る。 (児童家庭課)
小規模放課後児童ク	市町村が実施する放課後児童クラブで、国の補助基準に達しない小規模
ラブ補助事業の実施	な放課後児童クラブの運営に対し補助を行う。 (児童家庭課)

放課後児童クラブ指	放課後児童クラブ指導員の資質向上を図るため研修会を開催する。
導員研修会の実施	(児童家庭課)
児童厚生施設等整備	(児童館・児童センター)
事業の実施	都市化、核家族化の進展等による児童を取り巻く環境変化、さらに子ど
	もの数の減少、遊び場の不足、交通事故の増加等、家族や地域における
	児童健全上憂慮すべき事態が生じている。これらの問題に対処するた
	め、児童の健全育成の拠点となる児童館を配備し、健全な遊びを通じて
	児童の集団及び個別的指導を行う。
	(放課後児童クラブ室単独設置分)
	就労等により昼間保護者のいない家庭で、主に小学校低学年 児童(放
	課後児童)の健全育成の場やその他子育て支援事業の拠点を確保するた
	め、市町村が行う放課後児童クラブ単独設置整備費に対し補助を行う。
	(児童家庭課)
学校施設開放事業の	県立高校の学級減によって生じた開放可能な教室等や体育館、グラン
促進(再掲)	ド、文化施設等を、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で地域にお
	ける学びや地域づくりの拠点としてより一層活用できるよう、県民への
	開放を進めます。また、市町村立学校施設についても、学校は地域社会
	の中で重要な公共施設であり、地域コミュニティの拠点となることか
	ら、既存施設の活用等により開放を促進するよう働きかけます。
	(教育庁)



# 住民参加型の施設整備・管理・運営

### (現状と課題)

住民の暮らしに直接関わる施設の整備に当たっては、住民のニーズを的確に把握することが重要です。

児童館、コミュニティセンターや遊び場づくりなどにおいても、施設利用者の視点に立ち、ニーズを把握するための利用状況調査の実施や施設の活用法について住民からの提案を求めるなど、施設の整備、管理運営のあり方について、住民参加型の手法が求められています。

- 1 利用者の視点に立ち、利用者のニーズに合った施設の整備・管理・運営方法を検討します。
  - ・地域のコミュニティセンターや児童館、図書館など市町村等が運営する施設について、利用者の視点に立ち、利用者のニーズに合った施設の管理・運営がなされるよう啓発します。
  - ・地域住民やボランティアあるいはNPO法人などの参加による施設の整備・管理・ 運営を進めます。公園整備においても住民の意見を取り入れ、利用者のニーズに合った満足度の高い公園づくりを進めるなど、市町村とも連携を図りながら、パークマネージメントの取組みを進めます。また、実験的に、「まっ白い広場」(プレイパーク)づくりに公園ウォッチングモニターとして大人だけでなく子どもの参画を求め、子どもの視点も重視した公園づくりの促進に努めます。
  - ・遊び環境における予知不可能な危険(ハザード)を排除するとともに、予知可能な 危険(リスク)を適切に管理することにより、けがなどの危険から自分を守ること を意識したり、学んだりしながら遊べる魅力ある公園づくりを推進します。
  - ・利用者のニーズに合った「遊び場」を考えます。(何がよい遊び場なのか。遊具はあった方がよいのか、ない方がよいのか。集団遊びを誘発する遊具はあるのか等。)

事 業 名	事 業 の 内 容(担当課)
公園管理作業へのボ	県立都市公園の維持管理作業へのボランティア参加者を募集し、花壇づ
ランティア参加	くり、樹木の剪定、清掃等の作業に参加してもらう。 (公園緑地課)
まっ白い広場(プレイ	既存の与えられた公園等ではなく、子どもたちが創造力を生かし、自分
パーク ) づくりモデル	達の責任で自由に遊ぶことのできる遊び場として「まっ白い広場」(プ
事業の実施	レイパーク ) を設置する。 (児童家庭課)

コラム

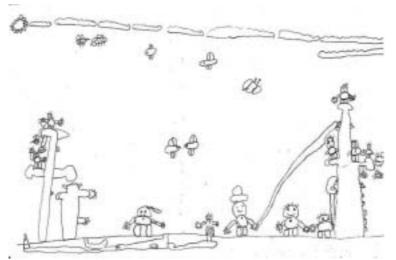
#### 子どもの遊び場再考

#### 千葉大学工学部デザイン工学科助手 原 寛道

子どもの遊び場機能を有し、行政が屋外に計画的に設置するのが公園である。そこに設置されるブランコ、滑り台、砂場などの定型化された遊具は3種の神器といわれ、交通事故が多発し始めた1960年代に、遊び場の確保のために 児童公園の建設と合わせて多く導入された。私たちの身の回りで、数十年にわたり改善のされない工業製品はめずらしい。そして、それらの公園遊具は、数十年にわたる利用が可能なほど、高い品質ではない事が、箱ブランコ事故などの多発する遊具の事故で明らかになっている。箱ブランコ事故とは、4人乗りの鉄製のブランコの床と地面との隙間に子どもが挟まるという事故であり、子どもの死亡という最悪の事例もある。行政は、事故の原因となった遊具は撤去するが、新たな遊具の導入には消極的である。担当者曰く、その地域では設置の要求が出てこないからだという。遊ぶエネルギーに満ちた子ども達は、行き場もなく、インターネットやテレビゲームというバーチャルな世界に追いやられる。また、親もその方が楽である。

子どもが加害者となった凄惨な事件が頻出している。どの事件でも共通して語られるのが、バーチャルな世界との強い関わりであり、現実の人間関係も含めた物事との関係の希薄さである。子ども達をバーチャルな世界に閉じこめるのではなく、生身の体をぶつけ合う遊び場を用意することが強く求められているといえる。そのためには、地域の公園はその受け皿となり、遊具は子どもをバーチャルな世界から引き戻す強い魅力を持つべきである。そして、軟弱な親も一緒に楽しみたくなるような環境であるべきである。

冒険遊び場のような環境では、子ども達は泥と汗にまみれながら夢中で遊ぶ。しかし、一行 政単位に数百箇所ある公園すべてがそうなるのは難しい。そこで、街区、近隣、地区公園といった誘致圏域の規模に適合し、利用者の要求を考慮した、遊び場のあるべき姿に関する総合的な計画を、子どもも含めた利用者と共に再考する必要があるのではないだろうか。



絵:えのもと こうた

# 2 みんなと楽しく遊びたい

私たちは、自然や文化とふれあいながら、自分たちの思いどおり、みんなで楽しく遊ぶ ことができる環境を望みます。

(1)群れの再生と自然や文化とのふれあい ~子どもの遊び場づくり~

#### (基本的な考え方)

子どものころに経験する遊びや、自然や文化とふれあう体験は、子どもが人間としての 社会性や情感を身につけるために欠くことのできないプロセスです。一昔前は当たり前の ように目にした子どもたちの群れ遊びの再生を図ります。

# 子どものコミュニケーション (群れ)の再生

#### (現状と課題)

私たちの生活は、物質的な豊かさや利便性が向上しましたが、家庭においては少子化 や核家族化などにより、兄弟姉妹が切磋琢磨したり、祖父母から学ぶなどといった生活 体験の機会が減少してきています。

また、現代の子どもの遊びは、テレビゲーム等の普及によりバーチャルな疑似体験や間接体験が増え、様々な年齢の子どもたちが身近な場所で集い、日常的に群れて遊ぶ機会が減少しています。

このことにより、子どもから子どもへと伝えられる遊び文化の継承が途絶えるとと もに、子ども同士の遊びの中から人と人との付き合い方を学ぶ等の体験が不足し、社 会性やコミュニケーション能力の不足している子どもが増加する傾向にあります。

- 1 様々な年齢の子どもたちが身近に集い、子ども自身の力で遊びを創っていけるような、 群れ遊び (時間・空間・仲間)の再生を支援します。
  - ・子どもたちが自主性・創造性を発揮して、バーチャルでない本物の体験をし、子ども独自の遊び文化を伝承できるような、多様な社会体験の場を確保することにより、 子どものコミュニケーション能力と生きる力の育成を図ります。
  - ・子どもの遊び場づくりに関する地域の取組みを支援します。住民活動などを中心とした地域での自主的な取組みを促進するために、子育て支援活動に関する講座研修の開催や、先進的取組事例に関する情報提供等の広報等を進めます。
  - ・遊びの場所を整備するとともに、遊びを教える人材の確保・育成を図ります。
  - ・地域における遊び場として、児童館、児童センターの整備を促進します。

事 業 名	事 業 の 内 容(担当課)
児童厚生施設等整備	(児童館・児童センター)
事業の推進(再掲)	都市化、核家族化の進展等による児童を取り巻く環境変化、さらに子ど
	もの数の減少、遊び場の不足、交通事故の増加等、家族や地域における     児童健全上憂慮すべき事態が生じている。これらの問題に対処するた
	め、児童の健全育成の拠点となる児童館を配備し、健全な遊びを通じて
	児童の集団及び個別的指導を行う。 (児童家庭課)
民間児童厚生施設(児	民間の児童館及び児童センターの活動の充実を図ることにより、児童福
童館・児童センター)	祉の増進に資することを目的とした活動事業費の補助を行う。
活動事業の推進	(児童家庭課)
まっ白い広場(プレイ	既存の与えられた公園等ではなく、子どもたちが創造力を生かし、自分
パーク ) づくりモデル	達の責任で自由に遊ぶことのできる遊び場として「まっ白い広場」(プ
事業の実施 (再掲)	レイパーク ) を設置する。 (児童家庭課 )
自然体験リーダーの	プレイパークで子どもたちの指導者となるプレイリーダーを養成する。
養成	(児童家庭課)

# コラム

#### 「子供を駄目にするには何でも与えてやること。」ルソー「エミール」

宮崎栄樹

子育ての姿勢が「少数精鋭・量より質」に代って久しい。 しかしその哲学が変えられていないのが不思議です。

「子供を大事にする」と称して人は「子供達を貴賓のように待遇して何もさせない」 し「失敗挫折もさせまい」とします。親達は、子供達の行く先行く先に先回りをして、 子供が異変に気づく前に注意を与え、あらゆる危険を子供の回りから排除しようとする のです。ストレスも危険と同じ扱い。子供が欲しがることは何でも叶えられる。子供達 に「ノー!」は禁句。子供の心に「ストレスに起因するトラウマを残す」から。

「子供を駄目にするには、何でも与えてやること。」というルソーの警句が浸透しません。サーフボードに乗っていて、大波が来て海に落ちたら「海のバカ!」などと怒っても仕様がないのだなと身体ごと実感して、黙ってボードによじ登る外房の海。この様な「自然罰」の体験も忘れられたまま。1人暮らしの快適さ・気楽さにおぼれて、「共同行為」なしで人は大人になれないことも、すっかり忘却の彼方。

「気楽さと快さと清潔さ」で心身を満たした青年達が、国際人であり得ないことは明らかです。祖国・郷土の歴史・文化・自然・景観を語り誇れない人が、国際人であることは出来ません。野生を失った日本人研究者達が、アメリカのシリコンバレーで、未だに野性的であり続けるインド人や中国人研究者達に 圧倒されていると東京大学現地事務所代表の金島秀人氏は「学士会会報」NO844 に報告されています。世界に通用する創造性や革新性の根っこに、確固として変わる事のない、幼い頃や少年時代の故郷のイメージと野性的な自然体験が必要なのです。次世代育成の重要なテーマがここに1つあります。

# 自然や文化とのふれあい

### (現状と課題)

子どもの頃から自然にふれることは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上でとても重要なことです。しかし、都市部で暮らす子どもたちは、家の近くに、土や樹木や動植物など本物の自然にふれることのできる場所が少なくなってしまったため、自然との接し方を知らず、外遊びを嫌がる傾向もみられます。

都市部の公園は、管理上の規制が多く(草花をむしってはだめ、実を食べてはだめ、 虫を捕ってはだめ、池に入ってはだめなど) 子どもたちが自然にふれる場所とはなり にくい状況にあります。

また、子どもの頃に、住んでいる地域やわが国の文化について知ることは、人間社会の知恵を次世代に伝える意味からも重要なことです。地域活動の中で、地域の伝統文化を伝える等の試みも行われているところですが、先人から受け継がれてきた文化や伝統を後世に継承していくとともに、地域社会の中で積極的に活用し、生かしていくことも、重要な課題です。

- 1 子どもが自然から多くのことを学べるように、自然とふれあえる場を確保します。
  - ・子どもたちが自然の力を感じ、自然から学べるように、自然空間を意識的に都市内部・ 周辺に残すようにします。
  - ・デイキャンプなど、自然の中での生活体験を通して自然を学べる場を確保するために、 里山などの自然を利用した体験学習センターや水辺の遊び場等の設置を推進します。
  - ・遊び場として利用できるように、里山、雑木林等の地主の方へ協力を呼びかけます。
- 2 子どもが地域の文化や伝統を理解し、豊かな情操や人間性などを身に付けるために、文化とふれあう機会の確保に努めます。
  - ・子どもたちが遊びの中から地域の文化を学べるような機会をつくります。
  - ・子どもたちが芸術・文化活動を行うための環境を整備するとともに、優れた芸術・文化 の鑑賞や、自然や歴史の中で培われてきた伝統文化にふれる機会を充実します。
  - ・文化財保護や芸術文化活動等を通じて個性ある地域文化を創造していくことに努めます。

事 業 名	事 業 の 内 容(担当課)
やすらぎ空間整備事	都市住民のグリーン・ツーリズムに対するニーズに即し、市民農園や、農
業の実施	村資源を活用した体験交流空間を整備する(事業実施平成 17 年度ま
	で)。 (農林振興課)
都市農村交流整備事	農業者や住民ニーズを踏まえた都市と農村の交流を目的とし、地域の資
業の実施	源やうるおい・やすらぎを与える農地を多目的に活用した体験農園等を
	整備する(事業実施平成17年度まで)。 (農林振興課)

県民の森管理事業の	県内6か所に設置している県民の森の管理を行う。
実施	(みどり推進課)
千葉県少年少女オー	21 世紀を担う少年少女の豊かな音楽活動の促進とオーケストラの普及
ケストラ育成事業の	を目的として、10歳から20歳の少年少女を団員として設立された千葉
実施	県少年少女オーケストラの育成を図る。 (文化振興課)
「民話の里づくり」事	豊かな自然と多くの民話が残されている地域において、民話の読み聞か
業の実施	せ、語り方教室の開催などを行うことにより、民話を活用した文化振興
	と地域づくりを進める。 (文化振興課)
県民芸術劇場公演事	県民に優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供するため、市町村・私立学校
業の実施	等地元主催者と共催し、ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉を県
	内各地に派遣して巡回公演を開催する。 (文化振興課)



絵:まつもと こうすけ

# まっ白い広場(プレイパーク)の普及啓発

## (現状と課題)

子どものコミュニケーション (群れ)を再生させるには、子どもにとって、真に魅力のある遊び場を創り出すことが必要です。その意味で、子どもが自主性・創造性を発揮し、バーチャルでない本物の体験ができる場として、プレイパークの設置が求められています。

しかしながら、県内には、常設のプレイパークは設置されていない状況 (平成 17 年 3 月現在)にあり、今後の普及が課題です。

## (施策の方向と具体策)

- 1 プレイパークの普及・啓発に努めます。
  - ・プレイパークを野外版児童館としても位置付け、設置を支援します。
  - ・事例集を作成するなど、民間によるプレイパーク活動の推進とともに、県内の活動の ネットワーク化を支援します。
  - ・若者の就業支援の一環として、若者をプレイパークで子どもたち遊びの指導を行うプレイリーダーとして養成し、プレイパークに配置します。
  - ・一日プレイパークを各地で開催することなどにより、全県への普及を推進します。(移動プレイパークの開催)
  - ・遊び場マップを作成するなど、地域情報や先駆的実践情報を紹介します。

事 業 名	事業の内容(担当課)
まっ白い広場(プレイ	既存の与えられた公園等ではなく、子どもたちが創造力を生かし、自分
パーク ) づくりモデル	達の責任で自由に遊ぶことのできる遊び場として 「まっ白い広場」(プ
事業の実施 (再掲)	レイパーク )を設置する。 (児童家庭課)
自然体験リーダーの	プレイパークで子どもたちの指導者となるプレイリーダーを養成する。
養成 (再掲)	(児童家庭課)

#### キーワード 「まっ白い広場」(プレイパーク)

プレイパークは、できるだけ禁止事項をなくし、自分の責任で自由に遊ぶことを基本として、プレイリーダーの指導のもとに、子どもが自分のしたいことを実現していく遊び場です。

千葉県では、自然状態の何もない広場に子どもたちが想像力を発揮し、自由に遊び場を創っていくことを「まっ白い広場」と表現し、「まっ白い広場」(プレイパーク)づくり事業を展開することとしています。

#### まっ白い広場の取り組み(長生夷隅 子どもタウンミーティング)

柴田敬道

長生夷隅地区で開かれたタウンミーティングは、企画から本番まで、子どもを主役にして作り上げられたものでした。その中の一つ、「まっ白い広場」と名付けられた企画は、何も手を加えられていない、「まっ白」な状態の広場に、子どもたち自身で色を付けていく、ということを実践したものでした。

実践の舞台となったのは、再生した古民家で高齢者のデイサービス事業を行っている N P O 法人「こだま」の裏庭。そこはあまり手の加えられていない自然のままの広い庭。 すべり台やブランコやシーソーはないけれど、木登りの出来る木や、改築の際に出た廃材が沢山。火を使うこともO K。そんな場所で、子どもたちは自分たちで考え自由な発想の中で遊んだのです。

ともあれ、参加した子どもの声を・・・

「ぼくはまず最初に大きなみぞの上に 橋を造りました。理由は、荷物を運んだ り、車椅子でも行けるようにと思ったか らです。こだまには、車椅子のお年寄り の人や障がいを持っている人がいたから です。それから、2歳くらいの子もいた のでつまずかないように考えました。

こだまでは自分で工夫をして色々なものを自分で考えて作りました。こうやって自由に遊べ好きなものを作れる場所が欲しいです。こうして、わざわざ遠くの公園に行かなくても近所に遊べるような場所があればいいと思います。それから、もっとスリルのある遊び場が欲しいです。今の公園にはあまりありません。」





子どもたちの夢中になって遊ぶ姿、そして輝く目が証です。テレビゲームで感じるのとはあきらかに質の違う体感的なワクワクする気持ちを、子どもたちは忘れてはいません。

子どもたちに提供するのは立派な遊具ではなく、場と自由。巨額の資金を投じたテーマパークでもない、そんな広場には「安上がり」という言葉とは無縁の「豊か」な空間が無限に広がる可能性を秘めているのです。

# 3 安心して子育てができる環境をつくりたい

私たちは、豊かな自然・美しい景観に囲まれて、安心して子育てができ、安全に生活で きる環境を望みます。

# (1) 生活環境の整備

~ 子育てバリアフリー・子どもの安全の確保~

### (基本的考え方)

豊かな自然・美しい景観に囲まれて、子どもや高齢者、障害者をはじめ誰もが安心して 生活し、自らの意思で行動し、意欲や能力に応じて積極的に社会参加できるよう、日常生 活や社会生活における様々な障壁を取り除いたまちづくりを推進します。

# 居住環境の整備をすすめるために

#### (現状と課題)

子育てを行う世代にとって、住宅の確保は費用負担の面などから非常に困難である とともに、子育てに必要な部屋数や広さを持ち、子どもの特徴や動きに適した良質な 住宅が不足しています。

また、都市化の進展など社会環境の変化によって、地域の異年齢の子どもたちが関わりあいながら戸外で思い切り遊ぶことのできる場が減ってきています。幼少期から 異年齢の子ども集団が日常的に遊ぶ場は、遊び、けんか、仲直りといった実体験を通じて、社会性を身に付けることができる場として、子どもの健全な成長にとり極めて重要です。

そこで、子どもの成長や様々な家族形態に対応した住環境が確保されるよう、低廉な家賃の賃貸住宅及び公営住宅の整備を推進するとともに、良質な持家の取得を促進する一方、安全で安心できる住宅に関する情報提供を行う必要があります。さらに、子育て期にある多子世帯が、ゆとりある住宅に優先入居できる制度、家賃の低減、住宅手当の充実なども重要です。

一方、まちづくりにおいては、地域の実情に合わせ、保育所、教育施設、公園、遊び場等の子育て支援施設を一体的に整備するとともに、自然環境に配慮することで、次世代に豊かな自然を残し、地域文化を伝えていかなければなりません。また、子どもが自然にふれあい、自分達で遊びを創造し、のびのびと野性的に活動できる場所の確保や、民間の取組みに対する支援、さらには地域の様々な年代の人とのふれあいを通じて地域文化を継承していくことのできる、多世代が集える場所の確保や整備などが必要です。

# (施策の方向と具体策)

- 1 すべての世帯が、安全で、安心でき、ゆとりある住居を整備します。
  - ・子育てに必要な部屋数や広さを持ち、子どもの特徴や動きに適した良質なファミリー 向け住宅の整備を促進します。
  - ・住宅に関する情報を広く提供し、子どもの特徴等に適した住宅を探しやすくします。
  - ・子ども同士や親子がコミュニケーションを拡げられる共有スペース等、子育て世帯に 適した住環境を有する共同住宅の整備を促進します。
  - ・シックハウス対策の推進を図ります。

## 2 子育て、子どものためのまちづくりを推進します。

- ・ユニバーサルなまちづくりを推進します。
- ・自然に触れ合い、のびのびと活動できる場を整備します。
- ・公共機関に子育て中の親や子どもの息抜きスペースをつくります。
- ・多世代が交流できる拠点を整備します。

事業名	事業の内容(担当課)
ブレーメン型地域社	公共住宅や民間集合住宅を核として、小学校などの小さな地域という面
会(まち) の展開	の拡がりの中で、多世代・多分野の方々が生活できるとともに、デイサ
(再掲)	ービス、ショートステイ、移送サービス等の在宅サービスの拠点、様々
	な支援センター、保育機能、匠の里機能等が共存し、道路や公共施設等
	のハード部分が、地域住民一人ひとりに優しく拡がる空間を持つ新しい
	地域社会づくりを進める。 (健康福祉指導課)
住まいの場の確保の	各種グループホーム等の生活の場の質的充実と量的拡大を図る。また、
推進	利用者の希望により、他世代・他分野の方々が共に生活できる「ブレーメ
	ンのお家」を開発し、全県的展開を図る。
	(障害福祉課・高齢者福祉課)
公共賃貸住宅募集情	インターネットを利用して、公営住宅、特定優良賃貸住宅等の公共賃貸
報提供体制整備事業	住宅に関する情報の提供を行う。また、インターネットを利用できない
に実施	県民への対策として、住まい情報プラザにパソコンを設置する。
	(住宅課)
ユニバーサルデザイ	建築物のバリアフリー基準の義務化等の社会的ニーズを踏まえ、県民一
ンによる建築物の整	人ひとりが快適で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、ユ
備指針の策定	ニバーサルデザインによる建築物の整備 指針を策定する。
	(建築指導課)
やすらぎ空間整備事	都市住民のグリーン・ツーリズムに対するニーズに即し、市民農園や、農
業の実施 (再掲)	村資源を活用した体験交流空間を整備する(事業実施平成 17 年度ま
	で)。 (農林振興課)
シックハウス対策の	シックハウス症候群に係る情報提供を行う。
推進	(住宅課)
公営住宅の整備推進	住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給する
	ことにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 (住宅課)

住宅に関する情報提 供の推進

県民の多様なニーズに対応し、安全で安心できる住宅整備を促進するため、県民に対し、住宅に関する情報提供を行う。 (住宅課)



絵:ひらの ゆうき

### バリアフリーを進めるために

## (現状と課題)

これまでのバリアフリー化というと、主に障害者や高齢者を対象とした施策が中心でした。 それにより、子どもや子育て中の親のニーズもかなりの部分がカバーされてきましたが、これからは、子どもや子育て中の親などに特有のニーズを踏まえたバリアフリー化を推進する視点が不可欠です。

また、こうしたバリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、子どもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要です。

- 1 バリアフリー化のための整備を進めます。
  - ・学校、公民館、公園など公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
  - ・歩道、自転車・歩行者道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、 バリアフリー化を図ります。
  - ・安全な通学路の整備を推進します。
  - ・生活道路における通過車両の進入速度の規制や大型車両の通行禁止など、安全な歩行 空間を確保します。
  - ・歩行者と車両の通行を分離する歩車分離式信号、スクランブル交差点の運用を推進し ます。
  - ・トイレにオムツ替ベッドやベビーチェアの設置を促進します。
- 2 各種バリアフリー施設の情報提供を行います。
  - ・「子育てバリアフリーマップ」を作成します。
- 3 バリアフリー化の取組みに対して支援します。
  - ・バリアフリー化に係る費用の助成を充実します。

事 業 名	事 業 の 内 容(担当課)
公共交通機関等のバ	高齢者、身体障害者や妊婦等も含め、誰もが安心して安全に公共交通機
リアフリー化の推進	関を利用した移動ができるような環境の整備を促進するため、次の補助
	を実施する。 (交通計画課)
	鉄道駅エレベーター等整備事業補助
	既存鉄道駅舎への障害者対応エレベーター等の設置に要する費用
	について市町村に対し補助する。
	超低床ノンステップバス等整備事業補助
	公共交通機関としてのバスの利用促進を図るとともに、「交通バリ
	アフリー法」に基づく基本方針の目標とする「超低床ノンステップ
	バス」の導入及びバス車両全体の低床化を誘導するため、路線バス

	事業者が行う超低床ノンステップバス等の整備に対し補助する。
歩道及び自転車歩行	歩行者の安全を確保するため、歩道や自転車歩行者道を必要に応じて整
者道の整備と電線類	備する。歩道の整備にあたっては、歩道と車道の段差を縮小する等、交
の地中化の推進	通バリアフリー法に対応した施工を実施する。
	また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地中化することにより
	バリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。 (道路環境課)
交通安全施設等整備	県下34か所の「あんしん歩行エリア」において、信号機、光ビーコン
事業の実施	等の交通安全施設等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車
	両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進
	し、エリア内の交通事故発生の抑止を図る。 (県警交通規制課)
ユニバーサルデザイ	建築物のバリアフリー基準の義務化等の社会的ニーズを踏まえ、県民一
ンによる建築物の整	人ひとりが快適で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、ユ
備指針の策定(再掲)	ニバーサルデザインによる建築物の整備指針を策定する。
	(建築指導課)
福祉のまちづくり条	福祉のまちづくり条例に基づく公益施設等への整備基準適合への指導
例の整備基準適合へ	を行う。 (健康福祉指導課・建築指導課)
の指導	
ちばバリアフリー	高齢者や障害者等の外出時の不安を取り除き、活動の幅を拡げる上で重
マップの充実	要となる駐車場やトイレなどのバリアフリー情報の充実を図る。
	(健康福祉指導課)



絵:はやつ あいり

## 安全の確保のために

## (現状と課題)

都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、私たちを取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪や交通事故の被害者となる子どもが増加するとともに、県民の治安の悪化に対する不安感が増大しています。

犯罪や交通事故を防止し、県民が安心して暮らせる生活空間を回復していくためには、警察に頼るだけではなく、県・市町村、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担するとともに、協働して地域安全対策を講じ、犯罪や交通事故の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

また、安全の確保のためには、地震や災害の発生時に備えた、防災対策も重要です。

- 1 安心して歩ける道、遊べる場所の整備をします。
  - ・通学路、公園等における防犯灯、犯罪多発地区に街頭緊急通報システム (スーパー防犯灯)の整備を進めます。
  - ・道路、公園、駐車場、駐輪場及び公衆便所、住宅の防犯設備の整備推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。
- 2 情報を共有し住民が連携することにより、地域の安全の確保を進めます。
  - ・犯罪情報、不審者情報等の子どもの安全に係る情報を提供します。
  - ・郵便・新聞配達、運送業者、消防団など、地域を巡回する人たちが、巡回中に周囲を警戒し不審者等を発見した時は、速やかに通報してもらうなどの防犯ネットワークを構築するなど、関係機関・団体と協働した活動を進めます。
  - ・すべての小学生が防犯意識や必要な知識、技能を取得するための学習を進めます。
  - ・子ども、学校関係者、地域住民が参加する実践的・効果的な交通安全教育や防災訓練等 を、関係機関が連携して実施し、安全に関する情報の提供や安全意識を高めます。
  - ・災害弱者向けの災害対策手引書を作成します。

事 業 名	事業の内容(担当課)
街頭緊急通報システ	防犯灯に非常用赤色灯・非常ベル・防犯カメラ・インターホン等を設置
ム(スーパー防犯灯)	し、緊急時に警察署等に直接通報することができる街頭緊急通報システ
の整備の推進	ム(スーパー防犯灯)の整備を推進する。 (県警生活安全総務課)
歩道及び自転車歩行	歩行者の安全を確保するため、歩道や自転車歩行者道を必要に応じて整
者道の整備と電線類	備する。歩道の整備にあたり、歩道と車道の段差を縮小する等、交通バ
の地中化の推進	リアフリー法に対応した施工を実施する。
(再掲)	また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地中化することにより
	バリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。 (道路環境課)

交通安全施設等整備	県下 34 箇所の「あんしん歩行エリア」において、信号機、光ビーコン
事業の実施(再掲)	等の交通安全施設等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車
	両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進
	し、エリア内の交通事故発生の抑止を図る。 (県警交通規制課)
犯罪情報等の提供	地域住民に対して、犯罪の発生状況、被害の防止方法等の必要な防犯情
	報を適切に提供し、自主的な防犯活動を積極的に支援し、その促進を図
	る。 (県警生活安全総務課)
出前防犯講話による	自治会、マンション等の会合などあらゆる機会を通じて地域住民に対し
犯罪等の防止に配慮	て、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機
した環境設計の推進	器の普及促進を図る。 (県警生活安全総務課)
関係機関・団体等との	郵便・新聞配達、運送業者、消防団など地域を巡回等する人たちが、巡
防犯ネットワークの	回中に周囲を警戒し不審者等を発見した時は、速やかに警察に通報して
構築の推進	もらうなどの防犯ネットワークの構築を 推進し、協働した活動を進め
	る。 (県警生活安全総務課)
子どもが犯罪の被害	学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被
に遭わないようにす	害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り
るための防犯講話等	被害の未然防止を図る。
の推進	(県警生活安全総務課)
学校等とのネットワ	学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校を結ぶネッ
ークを構築し、速やか	トワークを構築し、速やかな不審者情報等の提供を図る。
な不審者情報等の提	(県警生活安全総務課)
供	
防犯に配慮した住宅	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」の普及を図
の普及	る。 (住宅課)
安全で安心なまちづ	犯罪の機会を減少させるための環境の整備並びに県民、自治会等及び事
くりの促進に関する	業者による犯罪防止のための自主的な活動を促進する。
条例	(県民生活課)
交通安全教育モデル	幼稚園、小・中学校、盲・聾・養護学校からモデル校を選定し、園児、
事業(コミュニティ2	児童、生徒、教職員、地域の関係者等が参加して、実践的な交通安全教
1)の実施	育を行う。 (交通安全対策課)
幼児交通安全教育推	幼児の交通安全教育指導員の育成を図るため、幼稚園・保育所の先生や
進事業の実施	幼児交通安全クラブ (ベコちゃんクラブ)のリーダー、交通安全関係者
	等を対象に実践的・専門的な研修を実施するとともに、ベコちゃんクラ
	ブの育成を図る。 (交通安全対策課)

# 自然や景観を次世代に残す

## (現状と課題)

子どもたちが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらに触れ合いながら成長していくことは、重要なことです。

しかしながら、経済発展を成し遂げた一方で、公害や産業廃棄物の不法投棄等により 自然破壊が進み、美しい景観が損なわれています。

そこで、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要があります。

- 1 自然環境・景観の保全・再生を推進します。
  - ・森林の整備と里山の再生を図ります。
  - ・水辺空間の保全、再生を図ります。
  - ・農地の保全に努めます。
  - ・景観計画について、地域特性に応じた市町村の取組みを支援します。
  - ・街並みの保全について、地域特性に応じた市町村の取組みを支援します。

事業名	事 業 の 内 容(担当課)
やすらぎ空間整備事	都市住民のグリーン・ツーリズムに対するニーズに即し、市民農園や、農
業の実施(再掲)	村資源を活用した体験交流空間を整備する(事業実施平成 17 年度ま
	で)。 (農林振興課)
都市農村交流整備事	農業者や住民ニーズを踏まえた都市と農村の交流を目的とし、地域の資
業の実施(再掲)	源やうるおい・やすらぎを与える農地を多目的に活用した体験農園等を
	整備する(事業実施平成17年度まで)。 (農林振興課)
県民の森管理事業の	県内6か所に設置している県民の森の管理事業を行う。
実施(再掲)	(みどり推進課)
里山の保全整備の推	間伐等の適正な実施、病害虫の防除、無立木地の速やかな森林への復旧、
進	里山の整備と利活用等への支援を図る。 (みどり推進課)
河川環境の整備と保	水質の悪化が著しい河川・湖沼等について流水の直接浄化や底泥の浚渫
全の推進	等を推進する。また、水辺空間や歴史的街並みなど地域の特性を生かし
	た「水と緑のふれあいの場」の創出を市町村と連携して取り組む。
	(河川環境課)
海岸整備の推進	自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、
	海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。 (河川環境課・港湾課)
街並み保全計画促	街並みを保全するための総合的な施策体系、先進事例等を整理するとと
進・支援事業	もに、街並みを保全するための地区別処方箋を作成するための手引きを
	作成する。 (都市計画課)